

月間・週間行事概要（2019年4月～2019年6月）

○ 女性週間【厚生労働省】（4月10日～16日）

女性の地位向上のための啓発活動を集中的に実施するための週間です。
地域レベルでの活動など様々な行事や広報活動が行われます。

○ 児童福祉週間【厚生労働省】（5月5日～11日）

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間のことで、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的とし、この期間中、児童福祉の理念を普及・啓発するため、厚生労働省や全国の自治体などがさまざまな事業や行事を行っています。

2019年度（平成31年度）の標語「その気持ち 誰かを笑顔にさせる」を児童福祉週間の象徴として広報・啓発ポスターをはじめ、全国各地で実施される事業や行事などで幅広く活用されます。

○ 男女共同参画週間【内閣府】（6月23日～29日）

男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために設けられた週間です。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の完全施行から2年が経過し、「女性も男性も、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる職場をつくること」を今年のテーマとし、国・地方公共団体・女性団体などが協力して男女共同参画社会の形成の促進を図るための様々な行事を実施します。